平成２２年（フ）第１２２号
広島市東区矢賀２丁目11番３号
債務者　谷野　裕美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７４号
広島市南区本浦町６番15号
債務者　荒木　隆司
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９号
広島市佐伯区美鈴が丘東３丁目８番17号
債務者　出村　亜紀
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９５号
広島市安佐北区三入東２丁目74番23号
債務者　武田　京子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４号
広島市安芸区瀬野１丁目16番10―203号
債務者　高杉　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７号
広島県東広島市西条大坪町７番18―201号
ＪＲＢハイツ
債務者　塩村美由紀（旧姓角森）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７号
広島県廿日市市宮内４丁目５番５号
債務者　酒井　彩子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７１号
広島市安佐南区山本４丁目20番30―306号
債務者　尾浜　茂樹
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７４号
広島市佐伯区五日市７丁目14番10―803号
債務者　石本　数樹
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
愛媛県松山市居相４丁目18番25号　サーパス椿参道302号
債務者　岡田　智美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９３号
愛媛県松山市内浜町19番35号
債務者　西山　峰子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
愛媛県上浮穴郡久万高原町中津6004番地、住民票上の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町中津1611番地
債務者　橋本　作惠
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１５号
愛媛県松山市みどりケ丘13番８号
債務者　伴野　常年
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
愛媛県松山市北土居４丁目５番９号　寿マンション214号
債務者　酒井　茂松
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
愛媛県松山市来住町1386番地１　ＦｏｒｔｉａＹ＆Ｙ106号
債務者　名田　文子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
愛媛県松山市辻町８番23号　キャッスルビュー味酒野203号
債務者　林　　秀男
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
愛媛県松山市土居田町259番地３　ガーデンハイツＡ201号
債務者　山﨑　利江
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所